

公的研究費等の不正防止計画

公益財団法人河野臨牀医学研究所では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 28 日改正、文部科学省）を踏まえ、研究活動における不正行為を防止し、公的研究費の適正な管理・運営を確保するため、次のとおり不正防止計画を策定する。

1. 責任体系の明確化

不正発生要因	不正防止対策
責任体系の周知が不十分	研究に関する各種規程等をホームページ等で公開し、責任者とその責任範囲・権限について内外に周知する。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正発生要因	不正防止対策
コンプライアンスに対する関係者意識の希薄化	関係者に対するコンプライアンス教育等を 1 年に 1 回実施するとともに不正を行わない旨の誓約書も同時に提出させる。
事務処理ルールの周知が不十分	コンプライアンス教育と併せて、財団事務局が事務処理についての説明も実施する。

3. 公的研究費の適切な執行と管理

不正発生要因	不正防止対策
発注・検収体制の不備	検収は必ず発注当事者以外の者が立ち会い、納品書にそれぞれ確認印を押印する。
出張の事実確認の不備	研究に関する出張時には、当該出張の用務・訪問先等を記載した報告書を財団事務局 経理課へ提出させる。

取引先が特定の会社しかないため、発注者と取引業者との間で癒着が生じやすい	取引業者から、財団の規則等を遵守し、不正に関与しないこと、不正が認められた場合には、いかなる処分を講じられても異議がないこと等を盛り込んだ誓約書の提出を求める。
--------------------------------------	--

4. モニタリング

不正発生要因	不正防止対策
内部監査の形骸化	コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画推進部署及び監事並びに会計監査人と連携のうえ、年1回の内部監査を確実に実施する。